

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 26 日

岐阜県知事 江崎 穎英

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (m ²)
養老町下笠字除内 4861 番	田	971

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、農地法第 33 条第 1 項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額	補償金の 支払の方法
令和 8 年 3 月 31 日	権利の始期から 令和 17 年 12 月 31 日まで	97,100 円	農地を利用する 権利の始期まで に岐阜地方法務 局に補償金を供 託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 10 日 (火)

(2) 提出先

岐阜県農政部農村振興課

(3) 記載事項

- ① 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ③ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- ④ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ⑤ 意見の趣旨及びその理由
- ⑥ その他参考となるべき事項